

令和5年12月25日
資料提供
担当室：長寿社会課介護サービス指導室
担当者：橋本・稲垣
電話：073-441-2527（直通）

令和4年度における県内市町村の高齢者虐待への対応状況について

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」といいます。）」が平成18年4月1日から施行されています。
このたび、高齢者虐待防止法第25条に基づき、本県における令和4年度の高齢者虐待の状況等について取りまとめたので、公表します。

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待（高齢者虐待防止法第25条に基づくもの）

相談・通報件数	虐待を受けたと判断された件数	被虐待高齢者数
32件	7件	7人

※相談・通報件数32件の内訳は、市町村が受理したもの31件、県が受理したもの1件です。

○『虐待を受けたと判断された件数』の内訳

【種別ごとの被虐待高齢者数】

「身体的虐待」が5人、「心理的虐待」、「性的虐待」がそれぞれ1人でした。

【虐待があった施設の種別】

「有料老人ホーム」が2件、「特別養護老人ホーム」、「介護老人保健施設」、「認知症対応型共同生活介護事業所」、「短期入所施設」、「居宅介護支援事業所」がそれぞれ1件でした。

【虐待を行った者の職種】

虐待を行った者は「介護職」が4人、「施設長」、「介護支援専門員」がそれぞれ1人でした。

※虐待を行った者が特定されないケースが1件ありました。

○虐待への対応

市町村において、施設等に対して調査を実施し、事実の確認を行った上で、施設等や従事者への指導や改善計画の提出依頼等を行いました。

2 養護者による高齢者虐待

相談・通報件数	虐待を受けたと判断された件数	被虐待高齢者数
359件	187件	196人

○『虐待を受けたと判断された件数』の内訳

【種別ごとの被虐待高齢者数】

「身体的虐待」が125人、「心理的虐待」が76人、「経済的虐待」が29人、「介護等放棄」が23人でした。

【被虐待高齢者から見た虐待者との関係】※複数回答

「息子」が75人、次いで「夫」が58人、「娘」が22人でした。

○虐待への対応

市町村において、被虐待高齢者を虐待者から分離して施設で保護したり、養護者に対する助言等や介護保険サービスの利用等により、被虐待高齢者及び養護者の支援を行いました。

3 県の取組

○高齢者虐待の防止に向けて、県民に対し普及啓発を行うとともに、高齢者虐待への対応を担う市町村職員等に対し、マニュアルの策定や研修を実施しています。

○養介護施設従事者等による虐待を防止するとともに、身体拘束適正化等、介護の質の向上を図るため、介護職員や看護師等の施設従事者等に対する研修を実施しています。

○介護保険法及び老人福祉法の観点から、県所管の養介護施設等の運営や体制等に問題があると認められる場合、指導・監査を行っています。